

登企第 135 号
平成20年12月25日

登別市市民自治推進委員会
会長 田中寛志 様

登別市長 小笠原 春一

家電等の不法投棄防止についての提言について（回答）

寒冷の候、貴殿におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より当市行政活動の推進につきましてご協力いただきありがとうございます。

さて、平成20年9月22日付 「家電等の不法投棄防止についての提言」について、ご提言いただいた内容を真摯に受け止め、検討させていただいた結果を次のとおり回答させていただきます。

記

1 提言に対する回答 別紙のとおり

【担当】

総務部企画グループ

Tel 0143 - 85 - 1122

fax 0143 - 85 - 1108

「家電等の不法投棄防止についての提言」に関する回答書

提言内容

「不法投棄」の防止策は、「家電販売店または収集業者ならびに市民の協力を得るしかない」と思われるので、市として以下の施策を実施していただきたい。

- (1) 不要となった家電5品目およびパソコンの処分については、買い替え時および過去に自店で販売したものは家電販売店の引き取りが義務付けられているものの、それ以外は任意となっている。
これを、どこの販売店でも、どなたが依頼しても、できるだけ低価格（可能ならば一定額）で処分していただくため、家電販売店（家電協・量販店）に対して、次のことにつき、協力要請を行っていただきたい。
処分手数料を低減すること
どなたが持ち込んだ場合でも、引き取りをおこなうこと。
- (2) 簡潔に処分できる体制づくりとして、年に数回、場所と日にちを指定し、市民が処分する家電を持ち込めば、処理料金の支払い手続きと処理業者への引渡しができる仕組みを作っていただきたい。
- (3) 市の広報紙に家電の処理に関する情報のほか不法投棄の防止のための記事を継続的（年4回程度）に掲載するほか、必要に応じて町内会を通じて回覧をおこない、不法投棄防止について市民の協力が得られるよう周知を図っていただきたい。

回 答

- (1) -
廃家電5品目を処分するには、リサイクル料金と収集運搬料金がかかります。
リサイクル料金は、全国一律の金額となっています。なお、11月1日よりリサイクル料金が一部改正されました。
運搬料金については、家電販売店や量販店、収集運搬業者が個々に料金を設定しておりますのでご理解願います。
- (1) -
先般、北海道電機商業組合室蘭支部の会合で、家電リサイクル法では、
自らが過去に販売した対象機器
買換えの際に引取を求められた対象機器
については、小売業者に引取り義務のあることの説明を行うとともに、会員や量販店などへ市民から引取依頼があった場合、円滑な引取を行うよう要請をしました。今後も引き続き要請をして参ります。
- (2)
簡潔に処分できる体制づくりであります。高齢者や小型乗用車で家電を持ち込むことに難点があります。運べるのは小さなテレビなどに限られ、大型で重量のある家電は困難であると考えます。
運べる方は、直接指定引取場所に持込みしたほうが安価ですむと考えます。
従って、検討すべきは、玄関から指定引取場所へのスムーズな引き渡しと考えますと、現在示されている3つの方法にどのような改善ができるかと検討しておりますが、全国的に統一された現在の方法では限界があるものと考えております。
- (3)
登別市では、ごみ分別辞典に廃家電のリサイクル4品目と家庭系パソコンの処理方法について掲載しています。また、広報6月1日号に特集を組んでお知らせをしました。
今後も、引き続き機会あるごとに周知していきたいと考えています。

【 参考資料 】

1. リサイクル料金

廃家電 5 品目	10月30日まで	11月1日以降	
テレビ	2,835円	16型以上 現行どおり	15型以下 1,785円
冷蔵庫・冷凍庫	4,830円	171L以上 現行どおり	170L以下 3,780円
洗濯機	2,520円	現行どおり	
エアコン	3,150円	2,625円	

2. 家電 5 品目の処理方法について

家電販売店に運搬処理を依頼

指定引取場所へ自己搬入（郵便局で家電リサイクル券を購入）

Aグループ (株)鈴木商会道南支店室蘭営業所 室蘭市東町3-1-9

Bグループ エア・ウォーター物流(株) 室蘭市港北町1-25-35

収集運搬許可業者に依頼（郵便局で家電リサイクル券を購入）

3. 家電 5 品目の排出フロー

